

## 南幌町防犯カメラの設置及び運用に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、南幌町生活安全条例（平成11年条例第5号）第3条に基づき、犯罪を未然に防止し安全で住みよいまちづくりに係る環境の整備として、南幌町が公共の場所を画像として記録する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪若しくは事故の防止又は施設の管理を目的として町が設置する不特定多数の者を継続的に画像として記録する撮影装置、画像表示装置、記録装置を有するものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影された映像をいう。

(設置の場所及び設置台数)

**第3条** 前条第1号の目的を達成するため設置する防犯カメラは、最も適切な場所に、必要最小限の設置台数とする。

- 2 設置の場所及び設置台数については、別表のとおりとする。
- 3 稼働時間は、毎日24時間とする。ただし、町長が特に認める場合にあっては、この限りでない。

(管理責任者)

**第4条** 町長は、防犯カメラの適正な運用及び維持管理を図るため、防犯カメラを設置する施設ごとに管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、防犯カメラを設置する施設を管理する課等の長とする。
- 3 管理責任者は、その管理する防犯カメラによる個人情報の漏洩、滅失、又は損傷の防止その他画像の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(設置の表示)

**第5条** 管理責任者は、設置した防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、設置標識を表示（様式1）し周知するものとする。

(操作等の制限)

**第6条** 管理責任者は、防犯カメラによる撮影、記録及び画像の視聴に係る操作（以下「防犯カメラ操作等」という。）を行う取扱責任者を指定するものとする。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ取扱責任者以外の者に防犯カメラ操作等をさせてはならない。
- 3 管理責任者及び取扱責任者（以下「管理責任者等」という。）は、防犯カメラ操作等により知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(画像の管理及び保存)

**第7条** 管理責任者等は、画像の管理に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 画像記録装置は、一般の者が出入りできない場所に設置し、管理責任者等が施錠して管理を行わなければならない。
- (2) 管理責任者等は、記録した画像の不要な複写や加工を行うことができない。
- (3) 記録された画像の保存期間は、防犯カメラの設置目的を達成する範囲内で必要最小限の期間とし、原則として最大1箇月とする。ただし、犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められる場合、保存期間を延長することができる。
- (4) 前号の保存期間を経過した画像は、速やかに復元不能となるよう削除するか、上書きにより確実に消去しなければならない。
- (5) 記録された録画媒体を廃棄する場合は、破碎するなど、画像が読み取れない状態にしなければならない。

(画像の利用及び取扱い)

**第8条** 防犯カメラの設置及び運用並びに画像の取扱いは、この規程に定めるもののほか、南幌町個人情報保護条例（平成12年条例第34号）に定めるところによる。

2 画像の開示については、南幌町個人情報保護条例及び南幌町情報公開条例（平成12年条例第33号）に定めるところによる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 法令に基づくものであるとき。
- (2) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) 捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められたとき。

3 前項ただし書により提供を行う場合は、身分証明書等の提出を求め、確認を行うとともに、前項各号のいずれかに該当するのかが確認の上で提供するものとする。

4 前2項ただし書きにより画像を提供したときは、提供した内容等を記録（様式2）するものとする。

(苦情の処理)

**第9条** 管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

**第10条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年9月1日規程第4号）

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

**附 則**（平成29年6月29日規程第7号）

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

**附 則**（平成30年5月31日規程第5号）  
この規程は、平成30年6月1日から施行する。

**附 則**（令和元年5月23日規程第1号）  
この規程は、令和元年5月23日から施行する。

**附 則**（令和2年7月31日規程第7号）  
この規程は、令和2年7月31日から施行する。

**附 則**（令和4年3月31日規程第1号）  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年7月1日規程第4号）  
この規程は、令和4年7月1日から施行する。

**附 則**（令和5年10月1日規程第 号）  
この規程は、令和5年10月1日から施行する。

・別表（第3条関係）

| 施設                  | 設置場所         | 台数 | 管理責任者   |
|---------------------|--------------|----|---------|
| ふるさと物産館<br>(ビューロー)  | 展望室          | 4台 | 産業振興課長  |
|                     | スポーツセンター側先方柱 | 1台 |         |
| 生涯学習センター<br>(ぼろろ)   | 1階展示ギャラリー    | 1台 | 生涯学習課長  |
|                     | 1階廊下         | 2台 |         |
|                     | 2階郷土資料室入口    | 1台 |         |
|                     | 2階廊下         | 2台 |         |
|                     | 職員玄関         | 1台 |         |
| 役場庁舎                | 正面玄関         | 1台 | 総務課長    |
|                     | 職員玄関         | 1台 |         |
| 消防南幌支署              | 消防バス待合所入口    | 1台 | 住民課長    |
| 中央公園                | 駐車場          | 1台 | 都市整備課長  |
| あいくる                | 正面玄関         | 1台 | 保健福祉課長  |
| 夕張太ふれあい館            | 正面玄関         | 1台 | 総務課長    |
| 南幌小学校               | 正面玄関         | 1台 | 生涯学習課長  |
|                     | 体育館側入口       | 1台 |         |
| 南幌中学校               | 正面玄関         | 1台 | 生涯学習課長  |
| 子ども室内遊戯施設<br>(はれっば) | 駐車場          | 2台 | まちづくり課長 |
| 町立南幌病院              | 正面玄関         | 1台 | 病院事務長   |

様式1 (第5条関係)

|                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 安全<br>カメラ<br>作動中 | 設置者<br>○<br>○<br>○<br>○ |
|------------------|-------------------------|

様式2 (第8条関係)

画像個人情報提供記録表

|                           |       |                |  |
|---------------------------|-------|----------------|--|
| 提供依頼<br>年月日               | 年 月 日 | 提供依頼者の<br>職・氏名 |  |
| 提供する画像の<br>防犯カメラ<br>設置施設名 |       | 管理責任者名         |  |
| 提供<br>年月日                 | 年 月 日 | 提供先            |  |
| 提供目的                      |       |                |  |
| 提供内容                      |       |                |  |